

甲府市物品供給(入札等)制度要綱

昭和 55 年 6 月 1 日

総第 5 号

(目的)

第 1 この要綱は、甲府市契約規則(昭和 50 年 12 月規則第 66 号。以下「規則」という。)に定めるほか、本市が発注する物品購入等の供給(入札等)に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査並びに指名選定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査申請の提出)

第 2 規則第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する市長が告示して定める期間は、指名競争入札有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載する年度の前年 12 月中の市長が定める期間とする。

2 物品供給(入札等)に参加する資格を得ようとする者は、前項に定める期間(規則第 22 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、市長がその都度定める期間)内に指名競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(資格審査申請)

第 3 前条に定める資格審査は、次の各号に掲げる適格性及び能力について行い、適格者は有資格者各簿に登載するものとする。ただし、有資格者名簿の有効期間は、有資格者名簿に登載されてから 2 年(規則第 22 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の場合における有効期間は、同項第 1 号に基づく有効期間の残存期間)とする。

(1) 適格性の審査

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(2) 能力審査

前号により有資格者と認められた者について経営規模、納入実績、信用度等について審査するものとする。

(指名基準)

第 4 物品の供給(入札等)の参加者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項を留意して指名するものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営及び信用状況

(3) 地理的条件及び関連性

(4) 指名回数

(5) その他、熱意努力性

2 指名する業者数は、次の表の左欄に掲げる予定価格の額に応じ、概ねそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

予定価格の額	指名する業者数
50万円以上100万円未満	5社
100万円以上300万円未満	6～7社
300万円以上500万円未満	8社
500万円以上	9社以上

3 次の各号に該当する場合で特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、特別に指名選定ができるものとする。

- (1) 災害その他緊急を要するとき。
- (2) 専門及び特殊性を要するとき。
- (3) その他特殊な事情があると認められるとき。

(指名停止等)

第5 資格審査申請書に虚偽の事項を記載した者又は契約を履行しない者、不誠実な行為のあつた者、その他指名することが好ましくない者については、指名の停止等必要な処置をとることができるものとする。

なお、指名の停止等については、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」を準用する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。ただし、有資格者名簿登載申請にあつては、昭和55年2月受付のものより適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。